

受付日	受 付	確認(遅番)	確認(早番)	検
/				

FAX 専用

FAX 082-824-1337

安芸区民文化センター施設利用仮申請書

平成 年 月 日 申請

申請者（団体名称、および代表者氏名）	
住 所	
連絡先（担当者名）	TEL () - FAX () -
使用目的・行事内容（具体的にご記入ください）	入場予定人数 人
該当する箇所に☑ をご記入ください	<input type="checkbox"/> 入 場 料 <input type="checkbox"/> 無 料 <input type="checkbox"/> 有 料（前売券 _____ 円、当日券 _____ 円） <input type="checkbox"/> 物品の販売・宣伝等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

■ 使用年月日・使用時間を記入し、使用施設の欄に○を記入してください。

使用日時	年		年		年		年		年	
	月	日()	月	日()	月	日()	月	日()	月	日()
室名（定員）	自	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	至	:	:	:	:	:	:	:	:	:
ホール (550)										
スタジオ (156)										
会議室A (108)										
会議室B (72)										
会議室C (30)										
美術工芸室 (30)										
工作実習室 (30)										
大広間 (80)										
和 室 (30)										
音楽室 (50)										
練習室 (50)										
ギャラリー 面積218㎡										
陶芸窯室										

【注意事項】

1. 使用時間は、準備から後片付け(原状復帰)の時間を含めてご記入ください。使用時間外の入室や物品の搬入・搬出はできません。
2. ホール・スタジオについては使用日の3ヵ月前までに、その他の施設については使用日の1ヶ月前までに、所定の使用許可申請書に添えて施設利用料を支払い、使用許可をうけてください。
3. 附属設備利用料については、使用時間及び数量が確定しているものは施設利用料と同時に、未確定のものは使用日当日(連続使用の場合は、使用日の初日に一括又は使用日毎)に現金でお支払いください。
4. 追加使用料及び超過使用料が発生した場合は、使用日当日に現金でお支払いください。
5. 都合によりキャンセル・変更等が生じた場合には、速やかに連絡してください。
6. ホール、スタジオにつきましては使用日の1ヶ月前を目安に、センター係員との打ち合わせを行っていただきます。打ち合わせ日につきましては、事前に電話等で日時のご確認をお願いいたします。
7. 駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用いただくよう関係者に周知してください。また、スタッフ・講師用で特別に駐車場を確保することはできませんのでご了承ください。
8. 機器や回線の不調によりファクスが届いていない場合がありますので、送信後に必ず電話での確認をお願いします。

【搬入車両等について】

1. 搬入車両は事前に所定の書類での届出が必要です
2. 搬入スペースに限りがあるため、搬入後のトラック等を駐車することはできません。搬入後は速やかに車両を移動してください。

連絡先 安芸区民文化センター（〒736-8509 広島市安芸区船越南三丁目 2-16）
TEL 082-824-1330 FAX 082-824-1337

インターネットによる施設利用の申込みも可能です。お申込みは、公式サイト <http://www.cf.city.hiroshima.jp/aki-cs/> から

※この仮申請書の内容は、利用受付、催物案内のみに使用し、申請者の承諾なしに外部に提供することはありません。